

仕 様 書

1 件名

平成30年度下請取引適正化推進月間協力依頼文の印刷及び封入業務

2 業務の内容

(1) 印刷

ア 頁数 12頁（うち5頁は白紙。用紙6枚分）

イ 色数 2色（うち1色は印影分〔1頁のみ印影を印刷〕）

ウ 用紙 A4判 再生上質紙 A判35kg
グリーン購入法の基準に適合するもの

エ 加工 用紙5枚は片面印刷, 1枚は両面印刷
用紙6枚の左上1か所をホチキス止め

オ 部数 735部
（公正取引委員会への納入分367部, 中小企業庁への納入分368部）

カ 校正 1回

キ 入稿 Microsoft Word データ渡し（CD-Rに保存して貸与。印影のみ出力原稿渡し）

(2) 宛名ラベルの作成

貸与する宛名データ（Microsoft Excel データ）を基に、印刷物を郵送するための宛名ラベルを1, 354件分作成し、公正取引委員会が支給する角2封筒に貼付する。

【宛名データの種類】

〒《郵便番号》
《住所1》
《住所2》
《団体・機関名》《敬称》
《整理番号》



【宛名ラベルの形式】

〒100-8987
東京都霞が関 1-1-1
中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会 御中
1-1

※ ゴシック体のフォントを使用

(3) 封入

公正取引委員会が支給する封筒1, 354部に、以下の要領により印刷物等を封入する。

貸与する宛名データには、宛先ごとに「ポスターの封入部数」及び「封筒の糊付け封緘の有無」を明示するので、宛名ラベルと整合するように封入・封緘すること。

公正取引委員会が支給する封筒は「公正取引委員会の名称が印字されたもの」と「中小企業庁の名称が印字されたもの」の2種類あり、各省庁への納入分には同一省庁の名称が印字された封筒を使用すること。

ア 公正取引委員会への納入分①【４６通】

- ・ 「上記(1)の印刷物１部」を前面に、「公正取引委員会が支給する四つ折り状態のポスター１部」を背面にし、それらを公正取引委員会が支給する封筒に封入する。
- ・ 封入後、封筒の開封箇所を糊付けにより封緘する。

イ 公正取引委員会への納入分②【１通】

- ・ 「上記(1)の印刷物１部」を前面に、「公正取引委員会が支給する四つ折り状態のポスター１部」を背面にし、それらを公正取引委員会が支給する封筒に封入する。
- ・ 封入後、封筒の開封箇所は糊付けはせず開封状態のままにする。

ウ 公正取引委員会への納入分③【３１５通】

- ・ 「上記(1)の印刷物１部」を前面に、「公正取引委員会が支給する四つ折り状態のポスター３部」を背面にし、それらを公正取引委員会が支給する封筒に封入する。
- ・ 封入後、封筒の開封箇所を糊付けにより封緘する。

エ 公正取引委員会への納入分④【５通】

- ・ 「上記(1)の印刷物１部」を前面に、「公正取引委員会が支給する四つ折り状態のポスター３部」を背面にし、それらを公正取引委員会が支給する封筒に封入する。
- ・ 封入後、封筒の開封箇所は糊付けはせず開封状態のままにする。

オ 中小企業庁への納入分①【３６８通】

- ・ 「上記(1)の印刷物１部」を前面に、「公正取引委員会が支給する四つ折り状態のポスター１部」を背面にし、それらを公正取引委員会が支給する封筒に封入する。
- ・ 封入後、封筒の開封箇所を糊付けにより封緘する。

カ 中小企業庁への納入分②【５７２通】

- ・ 「公正取引委員会が支給する送付状１部」を前面に、「公正取引委員会が支給する四つ折り状態のポスター１部」を背面にし、それらを公正取引委員会が支給する封筒に封入する。
- ・ 封入後、封筒の開封箇所を糊付けにより封緘する。

キ 中小企業庁への納入分③【４７通】

- ・ 「公正取引委員会が支給する送付状１部」を前面に、「公正取引委員会が支給する四つ折り状態のポスター５部」を背面にし、それらを公正取引委員会が支給する封筒に封入する。
- ・ 封入後、封筒の開封箇所を糊付けにより封緘する。

３ 納入期限

平成３０年１０月１１日（木）

4 納入場所

(1) 公正取引委員会への納入分

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

(2) 中小企業庁への納入分

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省総合庁舎別館

中小企業庁事業環境部取引課

5 留意事項

(1) 本業務で要する資材のうち「封筒（糊付け加工していないもの）、ポスター、送付状」は公正取引委員会が支給するので、それ以外は受注者が用意すること。

(2) 本件は公正取引委員会が中小企業庁への納入分も併せて調達手続を行うものであるが、それぞれの省庁への納入分の代金を分け、それぞれの省庁宛てに請求すること。

(3) 宛名ラベルに触れる作業を第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。

(4) 宛名データを取り扱う際には、以下の事項を遵守すること。

ア 本業務を履行するために必要な場合を除き、保管場所から持ち出さないこと。

イ 毀損、紛失等の事態が生じないよう管理には万全を尽くし、毀損、紛失等した場合又は納入物（仕掛中のものを含む。）を紛失した場合は、直ちに公正取引委員会に連絡し、その指示に従うこと。

ウ 本業務を履行するために必要な場合を除き、閲覧、使用、複製をしないこと。

エ 本業務を履行するために宛名データを複製する必要がある場合において、複製した宛名データを取り扱う機器の数は必要最小限とし、かつ、複製した宛名データをUSBフラッシュメモリ等の外部記録媒体に保存しないこと。

オ 本業務を履行する前に、宛名データを取り扱う機器にウイルス対策ソフト等をインストールの上、その最新版を適用し、当該機器がウイルスに感染していないことや、ファイル交換ソフト（Winny、Share等）がインストールされていないこと等を確認すること。万一、ウイルスへの感染やファイル交換ソフトのインストールが判明した場合は、ウイルスの駆除、ファイル交換ソフトの削除等の必要な措置を講じた上で本業務を開始すること。

カ 本業務終了後、直ちに本業務の履行に使用した機器に保存されている一切の宛名データ（これらを加工したものを含む。）を削除するとともに、貸与した宛名データ（CD-Rに保存分）を返却すること。

6 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

平成30年9月18日（火）午前11時

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出方法

持参，郵送，FAX又は電子メール

FAX又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は，受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

エ 提出書類

(7) 見積書

見積書には，①公正取引委員会への納入分の代金，②中小企業庁への納入分の代金，③それらの総額（税込み）を明示すること。なお，両省庁への納入分の代金を算定するに当たり，同一作業には同一単価を適用すること。

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) その他

ア 見積書の提出をもって別添の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

イ 契約の相手方に決定した者は，受注後速やかに別添の「情報の保護に関する誓約書」を提出すること。

6 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話：03-3581-3375

以 上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報を経営に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再

委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己,下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が暴力団関係者であることが判明したときは,当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合,又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は,警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに,公正取引委員会に報告いたします。

情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「平成 30 年度下請取引適正化推進月間協力依頼文の印刷及び封入業務」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることはできないこと。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、情報の管理状況について質問し、資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記 1 から 12 までの事項の遵守を徹底させること。

平成 年 月 日

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 名

印